

名古屋市公報	令和元年12月25日	第34号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局法制課長	

目次	ページ
条 例	
○ 名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する 条例の一部を改正する条例 (住都・建築指導課) (第30号)	4
○ 名古屋市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定 数に関する条例の一部を改正する条例 (緑土・総務課) (第31号)	9
告 示	
○ 有料公園施設等の供用時間の変更について (緑土・緑地管理課) (第438号)	10
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定につい て (環境・地域環境対策課) (第439号)	11
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定につい て (環境・地域環境対策課) (第440号)	12
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除 について (環境・地域環境対策課) (第441号)	13
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づ く拡散防止管理区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第442号)	14
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づ く形質変更時届出管理区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第443号)	15
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づ く形質変更時届出管理区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第444号)	16
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づ く措置管理区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課) (第445号)	17
○ 計画段階環境配慮書について (環境・地域環境対策課) (第446号)	18
○ 市議会の議決を経た予算の要領 (財政・財政課) (第447号)	21
○ 有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について (観光・名古屋城総合事務所) (第448号)	27
○ 指定管理者の指定 (緑土・緑地維持課) (第449号)	29
○ 指定管理者の指定 (緑土・東山総合公園管理課) (第450号)	30
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づ く形質変更時届出管理区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第451号)	31

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第452号)	32
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第453号)	36
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第454号)	38
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第455号)	41
○ 生活保護法による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第456号)	42
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第457号)	43
○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第458号)	44
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第459号)	45
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更	(健福・保護課)	(第460号)	47
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の廃止	(健福・保護課)	(第461号)	49
○ 生活保護法による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第462号)	50
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退	(健福・保護課)	(第463号)	51
公 告			
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)		52
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告	(市経・地域商業課)		53
雑 報			
○ 職員の懲戒処分	(教育・総務課)		56
○ 職員の懲戒処分	(教育・教職員課)		57
○ 職員表彰 表彰者名簿	(総務・人事課)		58
○ 職員の懲戒処分	(消防・職員課)		59

条 例 の あ ら ま し

- 名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（第30号）

- 1 改正内容

- (1) 大高瀬木南地区計画の決定に伴い、対象区域を追加します。（別表第1関係）
 - (2) 太閤地区計画の変更及び大高瀬木南地区計画の決定に伴い、規定の整備を行います。（別表第2関係）
 - (3) その他規定の整理を行います。（別表第2関係）

- 2 施行期日

- 公布の日から施行します。

- 名古屋市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例（第31号）

- 1 改正内容

- 農地利用最適化推進委員の定数を定めます。（第3条関係）

- 2 施行期日

- 令和2年9月19日から施行します。

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月18日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第30号

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年
名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

大高瀬木南地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画大高瀬木南地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
---------------	--

別表第2 太閤地区整備計画区域の項中

西地区	用途の制限	1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 カラオケボックスその他これに類するもの
	容積率の最	10分の7

	低限度	
	建ぺい率の 最高限度	10分の6
	敷地面積の 最低限度	500平方メートル
	壁面の位置 の制限	1 外壁等の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は3メートル以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。 (2) 軒の高さが5メートル以下で、かつ、床面積の合計が50平方メートル以内であること。 2 外壁等の面から地区施設（通り抜け通路に限る。）の境界線までの距離は1メートル以上であること。
	高さの最高 限度	建築物の各部分から地区計画の区域の境界線までの水平距離（高さが15メートルを超える部分を有する建築物にあっては、その部分から地区計画の区域の境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離を加えたもの）に1.25を乗じて得たものに15メートルを加えた数値
東第 1 地 区	用途の制限	1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 カラオケボックスその他これに類するもの
	建ぺい率の 最高限度	10分の6
	敷地面積の	500平方メートル

を

	最低限度	
	壁面の位置 の制限	外壁等の面から都市計画道路 3・3・14 椿町線の 中心線までの距離は 18 メートル以上であること。

西第 1 地 区	用途の制限	1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票 券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 カラオケボックスその他これに類するもの
	容積率の最 低限度	10 分の 7
	建蔽率の最 高限度	10 分の 6
	敷地面積の 最低限度	500 平方メートル
	壁面の位置 の制限	1 外壁等の面から道路境界線及び隣地境界線までの 距離は 3 メートル以上であること。ただし、そ れぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建 築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、こ の限りでない。 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が 3 メートル以 下であること。 (2) 軒の高さが 5 メートル以下で、かつ、床面積 の合計が 50 平方メートル以内であること。 2 外壁等の面から地区施設（通り抜け通路に限 る。）の境界線までの距離は 1 メートル以上であ ること。
	高さの最高 限度	建築物の各部分から地区計画の区域の境界線まで の水平距離（高さが 15 メートルを超える部分を有す る建築物にあっては、その部分から地区計画の区域 の境界線までの水平距離のうち最小のものに相当す

に改め、

		る距離を加えたもの) に1.25を乗じて得たものに15メートルを加えた数値
東第1地区	用途の制限	1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 カラオケボックスその他これに類するもの
	建蔽率の最高限度	10分の6
	敷地面積の最低限度	500 平方メートル
東第3地区	用途の制限	1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 カラオケボックスその他これに類するもの
	建蔽率の最高限度	10分の6。ただし、都市計画道路3・3・14椿町線から30メートル以内の地域については、10分の8とする。
	敷地面積の最低限度	130 平方メートル
	高さの最高限度	20メートル

同表名西二丁目地区整備計画区域の項中

「1 外壁等の面から都市計画道路3・5・106北押切堀端線の境界線及び地区施設（区画道路に限る。）の境界線までの距離は3メートル以上であることを。」

「1 外壁等の面から名古屋市道名西二丁目第1号線の境界線及び地区施設（区画道路に限る。）の境界線までの距離は3メートル以上であること（名に改め、同表に次のよ

古屋市道名西二丁目第1号線以北の地域に限
る。）。」

うに加える。

大高瀬木 南地区整 備計画区 域	全域	敷地面積の	130 平方メートル
		最低限度	
		壁面の位置 の制限	外壁等の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は0.5メートル以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。
		緑化率の最 低限度	10分の1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月18日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第31号

名古屋市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（昭和61年名古屋市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条中「13人」を「12人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年9月19日から施行する。

名古屋市告示第 438号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和元年12月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 白鳥公園白鳥庭園

令和 2年 1月11日の供用時間について「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 8時30分から午後 4時30分まで」に変更します。

2 白鳥公園駐車場

令和 2年 1月11日の供用時間について「午前 8時45分から午後 5時まで」を「午前 8時30分から午後 5時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 439号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和元年12月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市千種区花田町 1丁目35番の一部及び昭和区鶴舞町65番の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 440号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和元年12月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市中川区長良町 1丁目95番 8の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 441号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和元年名古屋市告示第40号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和元年12月17日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市緑区森の里一丁目96番 1の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
砒^ひ素及びその化合物（土壤溶出量基準）
ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 442号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡
散防止管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条
令第15号）第58条の 4第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染され
ており、汚染の拡散の防止等の措置を講ずることが必要な区域を指定します。

令和元年12月17日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定する区域
名古屋市北区猿投町 2番の一部
- 2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
一・二―ジクロロエチレン
- 3 講ずべき汚染の拡散の防止等の措置
地下水の水質の測定

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 443号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和元年12月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市名東区社が丘三丁目 301番 2の一部及び 307番 2の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 444号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和元年12月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市昭和区萩原町 3丁目25番の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 445号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第 4項の規定に基づき、令和元年名古屋市告示第 253号により指定した措置管理区域の全部を解除します。

令和元年12月17日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 措置管理区域の指定を解除する土地
名古屋市港区東築地町 1番 5の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
砒^ひ素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物（土壌含有量基準）
- 3 当該措置管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
なし（土壌の追加調査が実施され、土壌含有量基準に適合していることが確認されたため、指定を解除するもの）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第446号

計画段階環境配慮書について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第7条第2項の規定に基づき、事業者から（仮称）大江川下流部公有水面埋立てに係る計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）の提出がありましたので、同条例第7条の2の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この配慮書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和元年12月17日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名古屋市
名古屋市長 河村たかし
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 - (2) 名古屋港管理組合
名古屋港管理組合管理者 愛知県知事 大村秀章
名古屋市港区港町1番11号
- 2 対象事業の名称及び種類
(仮称) 大江川下流部公有水面埋立て
公有水面の埋立て
- 3 対象事業の実施想定区域
名古屋市港区大江町及び昭和町地先から南区宝生町及び大同町地内まで
- 4 配慮書の提出年月日
令和元年12月10日（火）
- 5 配慮書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

（名古屋市役所東庁舎 5 階）

イ 名古屋市港区港明一丁目12番20号

港区役所

ウ 名古屋市南区前浜通 3 丁目10番地

南区役所

エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）

（伏見ライフプラザ13階）

オ 名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の10

名古屋市南生涯学習センター（以下「南生涯学習センター」という。）

(2) 縦覧期間

令和元年12月17日（火）から令和 2 年 1 月15日（水）まで。ただし、地域環境対策課、港区役所及び南区役所にあつては日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、12月30日、同月31日、1 月 2 日及び同月 3 日を、環境学習センターにあつては月曜日（月曜日が祝日法による休日に当たるときは、その直後の祝日法による休日でない日）、12月29日及び同月31日から 1 月 3 日までを、南生涯学習センターにあつては第 2 水曜日、第 4 月曜日及び12月29日から 1 月 3 日までを除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、港区役所及び南区役所

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

イ 環境学習センター

午前 9 時30分から午後 5 時00分まで

ウ 南生涯学習センター

午前 9 時00分から午後 9 時00分まで。ただし、日曜日及び祝日法によ

る休日にあっては午後 5 時00分まで。

6 環境の保全の見地からの意見の提出

配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次のとおり当該意見を提出することができます。

(1) 提出期限

令和 2 年 1 月30日（木）

(2) 提出先

地域環境対策課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

電子メールアドレス：asesu-iken@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

(3) 記載事項

ア 意見を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見の提出の対象である配慮書の名称

ウ 配慮書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載）

(4) 提出方法

ア 郵送

イ 持参

ウ 電子メール

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 447 号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 219 条第 2 項の規定により、令和元年 12 月 6 日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

令和元年12月18日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 令和元年度名古屋市一般会計補正予算（第 4 号）
- 2 令和元年度名古屋市公債特別会計補正予算（第 4 号）

名古屋市財政局財政部財政課

令和元年度名古屋市一般会計補正予算（第4号）

令和元年度名古屋市一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1,250,301,799千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
14 繰 越 金		21,680	31,600	53,280
	1 繰 越 金	21,680	31,600	53,280
16 市 債		90,390,000	33,000	90,423,000
	1 市 債	90,390,000	33,000	90,423,000
歳 入	合 計	1,250,237,199	64,600	1,250,301,799

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
7 観光文化交流費		10,957,297	15,600	10,972,897
	1 観光交流費	3,900,785	15,600	3,916,385
11 教 育 費		186,180,478	49,000	186,229,478
	7 大 学 費	8,998,690	45,000	9,043,690
	10 体 育 費	6,102,182	4,000	6,106,182
歳 出	合 計	1,250,237,199	64,600	1,250,301,799

第2表 債務負担行為補正

事	項	期	間	限	度	額	千円
東京2020オリンピック聖火リレーボランティアの募集・運営		令和2年度					29,000

第3表 地方債補正

起債の目的	補			正		前			補			正		後		
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の期間	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の期間	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
市立大学施設整備補助金	244,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。			277,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ			277,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

令和元年度名古屋市公債特別会計補正予算（第4号）

令和元年度名古屋市公債特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ493,755,252千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 公債		228,295,000	33,000	228,328,000
	1 公債	228,295,000	33,000	228,328,000
歳入	合計	493,722,252	33,000	493,755,252

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 繰入金		147,565,000	33,000	147,598,000
	1 起債額繰出	147,565,000	33,000	147,598,000
歳出	合計	493,722,252	33,000	493,755,252

名古屋市告示第 448号

有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用月日及び供用時間を変更します。

令和元年12月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

名城公園名古屋城

2 変更内容

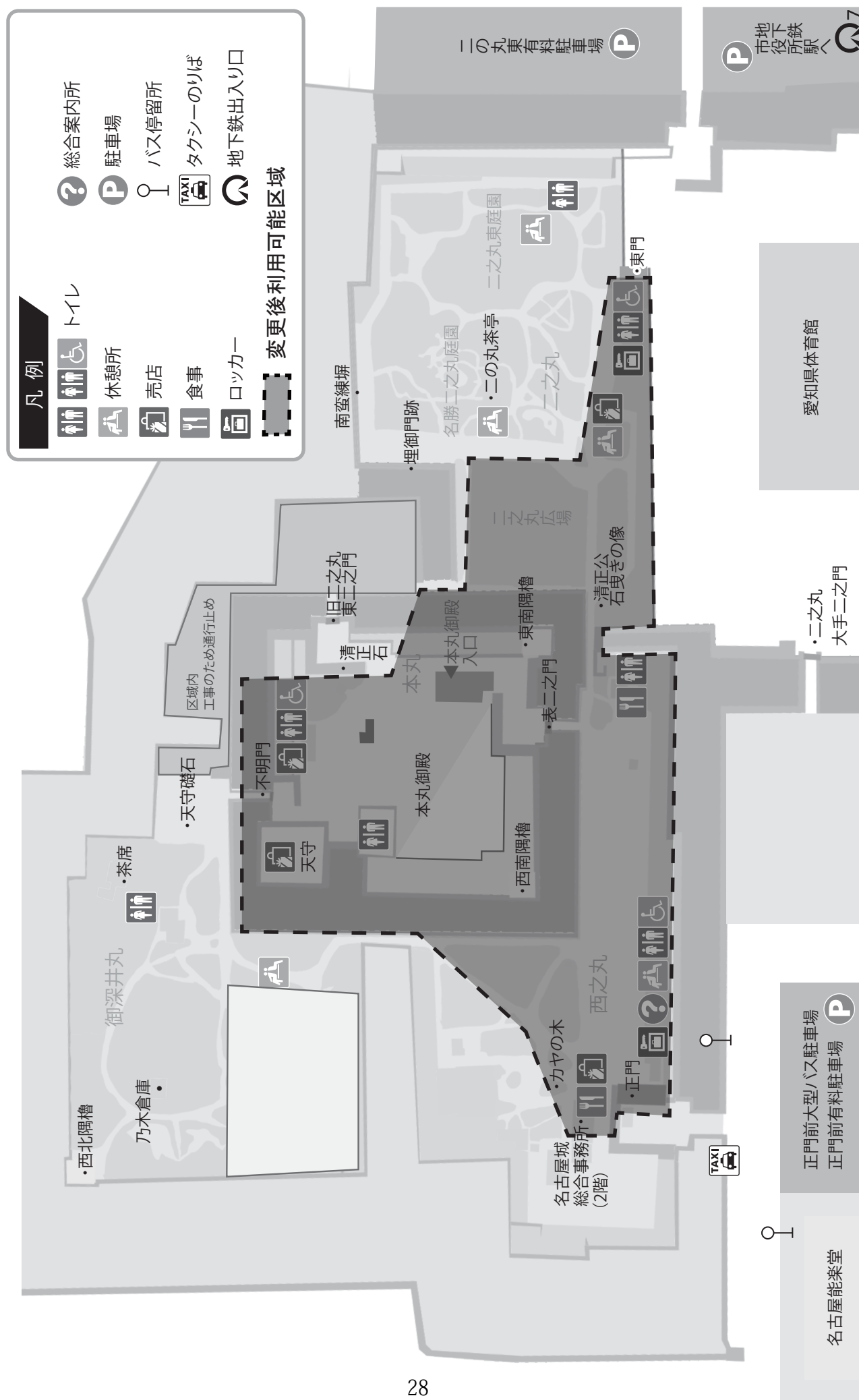
令和元年12月31日及び令和 2年 1月 1日を供用する日に変更し、その供用時間を、令和元年12月31日にあっては「午後 9時から午後12時まで」とし、令和 2年 1月 1日にあっては「午前 0時から午前 1時30分まで及び午前 9時から午後 4時30分まで」とします。

3 その他

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第 5条の規定により、上記変更月日及び時間のうち、令和元年12月31日午後 9時から午後12時まで及び令和 2年 1月 1日午前 0時から午前 1時30分までの利用区域を別図のとおり制限します。

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所

(別図) 変更後利用区域図



名古屋市告示第 449 号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和元年12月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
中村公園の公園施設 （市長の定めるもの に限る。）	名古屋市瑞穂区中山町 6 丁目 3 番地の 2 岩間造園株式会社 代表取締役 岩 間 紀久裕

2 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月31日まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地維持課

名古屋市告示第 450 号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和元年12月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
東山公園テニスコート	大阪市中心区北浜四丁目 1 番23号 東山の森 3 Mパートナーズ 代表者 水 野 明 人

2 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月31日まで

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市告示第 451号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形 質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和元年12月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市緑区浦里二丁目 119番の全部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 452号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

令和元年12月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
メディカルリンク クリニック	名古屋市中区錦三丁目16番10号先	令和元年11月 1日
きまた整形外科ク リニック	名古屋市昭和区円上町24番17号	令和元年11月 1日
うえだ皮膚科内科 八田院	名古屋市中川区花池町 1丁目 1番地	令和元年11月 7日
さとう乳腺内科・ 健診クリニック	名古屋市名東区一社二丁目 8番地	令和元年10月 1日
けやき内科	名古屋市名東区猪子石原一丁目2002 番地	令和元年10月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
陽だまりの歯科	名古屋市緑区水広二丁目1016番地	令和元年 9月 1日
医療法人惇真会あ さの歯科クリニッ ク	名古屋市名東区西山本通 3丁目14番 地	令和元年 5月 1日
医療法人社団ぜん なみ歯科クリニッ ク	名古屋市天白区野並三丁目 435番地	令和元年 8月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
マックスバリュ千 種若宮大通店薬局	名古屋市千種区千種二丁目16番13号	令和元年 9月 1日
ここあ薬局	名古屋市東区泉一丁目23番36号	令和元年10月 1日
フラワー薬局太閤 店	名古屋市中村区太閤三丁目 7番 3号	令和元年 9月 1日
スギ薬局柳橋店	名古屋市中村区名駅南一丁目16番28 号	令和元年11月 1日
フラワー薬局金山 店	名古屋市中区金山四丁目 6番19号	令和元年 9月 1日
スギ薬局名古屋大 学病院店	名古屋市昭和区鶴舞町65番地	令和元年11月 1日

日本調剤瑞穂薬局	名古屋市瑞穂区高田町 2丁目18番地	令和元年11月 1日
ふた葉薬局八田店	名古屋市中川区花池町 1丁目 4番地	令和元年11月 1日
スギヤマ薬局平子店	名古屋市南区平子二丁目 9番18号	令和元年11月 1日
もちの木薬局守山店	名古屋市守山区泉が丘1701番地	令和元年 9月 1日
もちの木薬局ひのご店	名古屋市守山区日の後1106番地の 3	令和元年 9月 1日
フラワー薬局もりやま店	名古屋市守山区甘軒家 5番 7号	令和元年 9月 1日
藤調剤薬局	名古屋市緑区横吹町1316番地	令和元年10月 1日
かずまる薬局植田駅前店	名古屋市天白区植田三丁目 807番地	令和元年10月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
ソフィア訪問看護ステーション名西	名古屋市西区児玉三丁目 7番18号	令和元年 9月 1日
訪問看護ステーションなごみ	名古屋市中区新栄二丁目43番26号	令和元年 9月 1日
セントケア訪問看護ステーション中川	名古屋市中川区打中二丁目14番地	令和元年 9月 1日
在宅看護センター名古屋	名古屋市緑区大清水二丁目1622番地	令和元年11月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 453号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和元年12月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	旧	医療法人紫雪会江崎整形外科
	新	医療法人紫雪会えさき整形外科リウマチ科
所 在 地	名古屋市南区鶴田一丁目 7番26号	
変 更 年 月 日	令和元年 9月 1日	

2 歯科

医 療 機 関 名	可知デンタル・クリニック	
所 在 地	旧	名古屋市東区代官町 1番 5号
	新	名古屋市東区東桜二丁目17番36号
変 更 年 月 日	令和元年 5月 1日	

医 療 機 関 名	長谷川亨・歯科クリニック
-----------	--------------

所 在 地	旧	名古屋市中区栄四丁目16番24号
	新	名古屋市中区栄四丁目17番23号
変 更 年 月 日	令和元年 5月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 454号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年12月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
けやき内科	名古屋市名東区猪子石原一丁目2002番地	令和元年10月 1日
医療法人白樺会高島内科眼科	名古屋市名東区新宿二丁目 239番地	令和元年 9月30日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
徳倉歯科口腔外科 ・矯正歯科	名古屋市北区三軒町 146番地	令和元年11月 1日

陽だまりの歯科	名古屋市緑区水広二丁目1016番地	令和元年 9月 1日
あさの歯科クリニック	名古屋市名東区西山本通 3丁目14番地	令和元年 5月 1日
ぜんなみ歯科クリニック	名古屋市天白区野並三丁目 435番地	令和元年 8月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
ここあ薬局	名古屋市東区泉一丁目23番36号	令和元年10月 1日
かりん薬局中村日赤前調剤センター	名古屋市中村区元中村町 3丁目 8番地	令和元年 9月13日
八事調剤センター薬局	名古屋市昭和区滝川町47番地の 1	令和元年10月12日
フラワー薬局もりやま店	名古屋市守山区甘軒家 5番 7号	令和元年 9月 1日
もちの木薬局守山店	名古屋市守山区泉が丘1701番地	令和元年 9月 1日
もちの木薬局ひのご店	名古屋市守山区日の後1106番地の 3	令和元年 9月 1日
藤調剤薬局	名古屋市緑区横吹町1316番地	令和元年10月 1日
ゆうゆう薬局植田店	名古屋市天白区植田一丁目2116番地	令和元年11月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
訪問看護ステーションなごみ	名古屋市中区新栄二丁目43番26号	令和元年 9月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 455号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和元年12月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
わたなべメンタル クリニック	名古屋市名東区藤が丘 141番地	令和元年10月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 456号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和元年12月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	旧	山内メンタルクリニック
	新	木洩れ日こころのクリニック
所 在 地	名古屋市中村区名駅三丁目22番 8号	
変 更 年 月 日	令和元年11月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 457号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年12月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
潮見が丘皮ふ科	名古屋市緑区鳴海町字宿地37番地	令和元年 9月15日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 458号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関
の指定

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定によ
り、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和元年12月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
西川歯科医院	名古屋市港区知多一丁目 806番地	令和元年 8月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 459号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和元年12月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
訪問マッサージK E i R O W瀬戸中 央ステーション	愛知県瀬戸市田中町40ー 1	令和元年10月25日
水野 国裕		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
-----------	-------	-----------

施 術 者 名		
まる鍼灸接骨院	名古屋市東区矢田東 4番35号	令和元年10月 3日
加藤 公規		
訪問マッサージK E i R O W瀬戸中 央ステーション	愛知県瀬戸市田中町40ー 1	令和元年10月25日
水野 国裕		

3 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
まる鍼灸接骨院	名古屋市東区矢田東 4番35号	令和元年10月 3日
加藤 公規		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 460号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 2項において準用する同法第
50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年
法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 2項
において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機関から、
次のとおり変更の届出がありました。

令和元年12月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 あん摩・マッサージ

施 術 者 名	杉山 好信
施 術 所 名	旧 KE i ROW 弥富ステーション
	新 鵬展事業所KE i ROW 清須ステーション
所 在 地	旧 愛知県弥富市鰐浦町南前新田 123
	新 愛知県清須市新清洲 3- 7-11
変 更 年 月 日	令和元年 8月14日

2 はり・きゅう

施 術 者 名	杉山 好信
施 術 所 名	旧 KE i ROW 弥富ステーション
	新 鵬展事業所KE i ROW 清須ステーション

所在地	旧	愛知県弥富市鰐浦町南前新田 123
	新	愛知県清須市新清洲 3－7－11
変更年月日	令和元年 8月14日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 461号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年12月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 者 名		
いとう接骨院	名古屋市緑区黒沢台四丁目 209番地	令和元年10月 1日
伊藤 勝		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 462号

生活保護法による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和元年12月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
さかえ治療院（出張専門）	名古屋市東区矢田南二丁目10番 4号	令和元年11月 1日
栗原 尚男		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
さかえ治療院（出張専門）	名古屋市東区矢田南二丁目10番 4号	令和元年11月 1日
栗原 尚男		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 463号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、各法による指定医
療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和元年12月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
左京山歯科クリニ ック	名古屋市緑区左京山 449番地	令和元年12月 1日
瓜生歯科医院	名古屋市名東区藤見が丘 155番地	令和元年12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第 1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和元年12月16日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

令和元年12月20日（金）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 第10会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第89号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について

第90号議案 農地法第 3条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第91号議案 農地法第 4条の規定による許可申請について

第92号議案 農地法第 5条の規定による所有権移転許可申請について

第93号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第94号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨
の証明願について

第95号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第96号議案 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3条
の規定による承認について

第97号議案 農地法第 3条第 2項第 5号に規定する別段の面積の確認につ
いて

第98号議案 名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関す
る規程の一部改正について

名古屋市農業委員会事務局農政課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年12月20日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス東茶屋店

名古屋市港区名古屋都市計画事業茶屋新田土地地区画整理事業 第62街区

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1号

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1号

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 2年 7月28日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,172平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

45台

(2) 駐輪場の収容台数

23台

(3) 荷さばき施設の面積

36平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

13.5立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
㈱コスモス薬品	午前 9時00分	午後 9時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8時30分から午後10時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

令和元年11月27日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

港区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年12月20日から令和 2年 4月20日まで。ただし、名古屋市の休日を

定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の
休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗
を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に
ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意
見書の提出によりこれを述べることができます。

- 11 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 4月20日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和元年12月18日懲戒処分に付した。

令和元年12月18日

名古屋市教育委員会

所属及び任用段階	処分内容	処分理由
教育委員会吏員級	停職 6 月	地方公務員法第29条第 1 項 第 1 号及び第 3 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を令和元年12月18日懲戒処分に付した。

令和元年12月18日

名古屋市教育委員会

所属及び補職名	処分の内容	処分理由
市立学校教諭	減給10分の 1 3月	地方公務員法第29条第 1項第 1号 及び第 3号

職員表彰 表彰者名簿

令和元年12月19日

総務局職員部人事課

個人表彰（職員表彰規則第 3 条該当）

No.	所 属	勤 務 課 公 所	補職名	職名	氏名
1	緑政土木局	総務課	係長	事務職員	太田 一徳

団体表彰（職員表彰規則第 9 条該当）

No.	所 属	団 体 名
1	上下水道局	上下水道局工務課・下水道計画課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和元年12月20日懲戒処分に付した。

令和元年12月20日

名古屋市消防長 木 全 誠 一

所属・補職 (階級)	処分の内容	処分理由
消防局・消防官 (消防士)	免職	地方公務員法第29条第1項 第1号及び第3号